



2026年6月24日

各 位

会 社 名 マクニカホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 原 一将
(コード番号：3132 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役 大河原 誠
(TEL 045-470-8980)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年6月24日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年7月23日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 92,216株
(3) 処 分 価 額	1株につき3,329円
(4) 処分価額の総額	306,987,064円
(5) 株式の処分先及び その人数並びに 処分する株式の数	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）4名 26,540株 執行役員・フェロー 15名 53,058株 当社子会社従業員 12名 12,618株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2024年6月26日開催の第9回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入すること、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象取締役に対して、年額300百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、発行または処分される当社普通株式の総数として年300千株以内（ただし、株式分割等普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合は、合理的な範囲で調整する。）とすること等につき、ご承認をいただいております。

当社は、2024年10月1日付けで当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったことに伴い、対象取締役に対して譲渡制限付株式として割り当てる当社普通株式の総数は年900千株以内に変更されています。

なお、当社は、対象取締役とあわせて当社取締役でない執行役員、フェロー、子会社従業員に対しても、対象

取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を付与する旨を、2026年6月24日開催の取締役会にて決議しました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額 300 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。対象取締役は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年 900 千株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

また、報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

なお、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員、フェロー、当社子会社従業員の一部に対しても、その職務内容・職責に応じて対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給します。

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任または退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社グループの取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、フェローまたはその他の使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任または退職した場合、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社グループの取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、フェローまたはその他の使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第12期事業年度(2026年4月1日～2027年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年6月23日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である3,329円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上